

生駒市病院事業計画修正箇所一覧表

修正前（第３３回会議諮問資料）	修正後（第３４回会議諮問資料）
P.1 1 病院事業の基本方針 （１）生駒市立病院の開院からこれまでの取組 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、<u>病室の陰圧化工事や検査体制の拡充など発熱患者を受け入れる体制を整え、市内外の救急患者を積極的に受け入れるなど地域の公的医療機関としての責務を果たしてきました。</u> P.1 （２）今後の医療を取り巻く現状と課題 「また、安心して産み育てる環境を構築していくうえで、<u>様々な支援を必要とする子どもへの対応も考えていかなければなりません。</u>」 P.2 （３）生駒市立病院のコンセプト ②地域完結型の医療体制構築への寄与 地域の医療機関や施設がそれぞれの機能を分担し、地域全体で医療の質の向上と効率化を図り、地域の医療資源（介護等含む）の有効活用することにより、地域完結型の医療を目指し、周辺の地域医療機関との病診連携や病病連携を積極的に推進します。	P.1 1 病院事業の基本方針 （１）生駒市立病院の開院からこれまでの取組 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、<u>奈良県から新型コロナウイルス感染症重点医療機関・協力医療機関の指定を受け、病室の陰圧化対応工事を実施するなど受入病床を確保し、県下全域から入院患者受入を行いました。また、奈良県から診療・検査医療機関の認定を受け、帰国者・接触者外来として、PCR検査及び抗原検査を実施しました。</u> に修正しました。 P.1 （２）今後の医療を取り巻く現状と課題 「また、安心して産み育てる環境を構築していくうえで、<u>発達障がい等、支援を必要とする子どもへの対応も考えていかなければなりません。</u>」 に修正し、 「また生活習慣病や複数疾患を抱える慢性期患者の増加により、医療の高度化、複雑化が進み、これらに対応する質の高い医療が求められます。」を１３行目に追加しました。 P.2 （３）生駒市立病院のコンセプト ②地域包括ケアシステムの実現を目指した医療体制の構築 に改めました。 少子高齢化社会を見据え、限られた医療資源（介護等含む）を効果的・効率的に活用するため、地域の医療ニーズに応じた病床の機能分化を進めるとともに住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される体制である地域包括ケアシステムの構築に寄与し、地域完結型医療の提供を目指します。 また、地域の医療機関及び施設の機能や役割を把握し、病診連携や病病連

P.2④小児医療の充実

また、発達障害等支援を必要とする子どもへの対応についても保健・福祉・教育など関係機関と連携し対応します。

P.2⑤災害時医療の確保

大規模災害時において、傷病者の受入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備えるなど、災害に対する緊急対応ができる機能を確保します。また、柔軟な病床運用や検査体制の充実等新興感染症に対応できる体制を構築します。

携を積極的に推進するとともに紹介率及び逆紹介率の向上を目指します。

P.2④小児医療の充実

また、発達障がい等支援を必要とする子どもへの対応、ネグレクト等の虐待ケースや不適切な育児が行われているケース等についても、保健・福祉・教育など関係機関と連携し対応します。

また、市内の学校医・園医としての市立病院医師の派遣など地域と積極的に交流を図ります。

P.3⑤災害時医療の確保

「生駒市立病院は、災害時にも必要とされる医療機能を継続して提供できるよう病院建物に免震構造を採用し、非常用発電機の設置、災害時の井水利用など非常時にライフラインを確保できる体制を整えています。生駒市地域防災計画に基づき災害応急医療協力体制の整備のため、大規模災害時における傷病者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備えるなど、災害時の医療体制を確保します。

大規模災害時には、生駒市や医師会災害対策本部と連携し、後送病院としての役割を担います。」に修正しました。

P.3⑥新興感染症の拡大に備えた平時からの取組

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ新興感染症の感染拡大となった際には、奈良県等との調整に基づき、ゾーニングを行うとともに、より多くの検査を行える体制整備の確保を目指します。また、検査体制の充実及び維持に向けた機器及び備品の整備や医療従事者を守るための感染防護資材の備蓄などに努めます。

を⑥として追加しました。

P.2⑥予防医療の啓発

P.2⑦財政的に健全な病院経営

P.3⑧市民参加による運営

P.3⑨SDG s に配慮した病院運営

最新の医療機器の導入による省エネルギー化による脱炭素の推進や3Rをはじめとする環境に配慮した病院経営に取り組みます。また、SDG s の目標分野である「目標3 すべての人に健康と福祉を」はもちろんのこと、地域医療連携の推進により、「目標11 住み続けられるまちづくり」や「目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の達成を目指します。

P.3 (4) 病床規模

生駒市立病院の病床規模は、許可病床210床を最大限活用し、地域完結型の医療、救急医療の充実、小児科医療の充実、財政的に健全な病院経営を実現します。また、令和6年12月に承認された20床の増床分については、小児科及び産科のさらなる充実を目指し、令和9年4月の運用開始に向けて整備を進めます。

P.3⑦予防医療の啓発

P.3⑧財政的に健全な病院経営

P.3⑨市民参加による運営

⑥として、「新興感染症の拡大に備えた平時からの取組」を追加したため、番号を変更しました。

P.4⑨SDG s に配慮した病院運営は、「⑪その他」に移しました。

P.4⑩医療DXの推進 を追加しました。

医療用ロボット、AIの活用によるホスピタリティの向上及び質の高い医療を提供します。

また、デジタル化の推進による業務効率化により、医療従事者の負担軽減を目指します。

P.12へ「(4) 病床規模」を「4 病院の施設及び附属設備の概要」(2) 病床の規模に移しました。

P.4「4 救急に対する取組」を(4) 救急に対する取組 に変更しました。

① 救急受入体制の整備

救急告示病院の指定を受け、救急患者を「断らない」という姿勢のもと、

	24時間365日対応可能な救急患者の受入体制を整えます。 また、奈良県総合医療センター、近畿大学奈良病院等との連携のもと救急患者の状態に応じた適切な救急医療体制の充実に努めます。 ② 市内輪番体制の後方支援 公立病院の責務として、市内内科系二次・外科系一次二次輪番病院が受入できない状況であった場合、要請により受け入れるバックアップの役割を果たしていくことで、市内の救急受入率の向上に貢献します。 ③ 小児救急に対する取組 令和3年10月から参加した北和地域の小児科病院輪番体制に引き続き寄与していくとともに、小児科医師の増員を引き続き行い、診察対応できる時間帯の拡大を目指します。 ④ 救急に対する人員体制について 外来担当医師及び病棟担当医師をそれぞれ配置し、看護師、薬剤師、検査技師、放射線技師、薬剤師及び事務職員等、必要とされる人員体制をとります。また、オンコール体制により症状に応じた対応が可能となるよう努めます。 ⑤ 救急の対応レベルについて 休日・夜間の診療対応レベルは、CT、MRI、X線、血液等の諸検査及び入院に対応可能な体制を継続します。産婦人科におけるハイリスク分娩は、奈良県総合医療センター等のNICU（新生児集中治療室）を有する医療機関との緊密な連携により、迅速に対応します。 P.5 (5) 地域医療の支援に対する取組 「6 地域医療の支援に対する取組」から変更しました。 ① 疾病予防機能の強化について 健康に関心を持つ市民が増え、健康寿命が延伸していくことで、いつまでも健康で暮らせるように、疾病予防の啓発を行います。市民が健康についての知識を得られる場の提供として医師、看護師等病院職員が講師を務める医療講演会を定期的を開催すると共に地域に出向いた活動にも取り組んでいき
--	---

ます。

市民健診や予防接種については、市医師会等と連携して、二次健診の分担等の協力体制を整備します。

② 在宅支援機能の充実について

地域連携パスや退院支援チーム等の取組により、在宅支援診療所との連携を図りながら、在宅への移行支援を行ないます。

救急医療を担う病院として、また、在宅療養後方支援病院として、在宅患者の増悪事に対応する処置とともに入院加療用に備えた病床を確保します。

③ 地域の医療機関及び介護事業所等との連携について

奈良県地域医療構想を踏まえ、市内を始め、西和構想区域における医療機関との連携を深めるとともに、医師会を通じて市内診療所との役割分担を明確にし、急性期病院として求められる役割を果たすことで、地域の医療需要に役立てていきます。

また、高齢者人口の増加に伴い、地域で需要が増加する在宅医療への対応のため、医療機関及び介護事業所等との連携を深めるとともに、在宅療養後方支援病院として必要な医療を確保します。

④ 地域医療連携推進のための組織・体制及び方法等について

地域医療連携室に専任職員（看護師・医療ソーシャルワーカー・介護職員等で構成）を配置し、地域の医療機関及び介護事業所等と顔の見える関係を構築することで、円滑な入退院調整を行うなど地域完結型医療の実現に向けて取り組みます。

また、やまと西和ネットなどの医療介護のネットワークシステムを活用し、迅速・安全で質の高い医療・介護サービスに係る円滑な情報共有ができるよう努めます。

⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組

市民が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、包括的かつ継続的な医療と介護サービスの提供体制の構築を図ることを目的に設置された「生駒市医療介護連携推進ネットワーク協議会」へ参加します。

また、地域共生社会の実現に向けた取組の一環として、分野横断的かつ多

P.3 (5) 関連する計画との整合性 生駒市立病院の運営にあたっては、市のまちづくりの基本となる総合計画をはじめとした各計画との整合性を図りながら推進していきます。 P.4 2 診療科目、各診療科目の病床数及び診療方針 (1) 診療科目 (2) 各診療科目の病床数 診療領域での病床配分は、次のとおりとします。また、令和 6 年 12 月に奈良県より 20 床の増床許可を得たことから、 (3) 診療方針 市立病院の診療方針については、「生駒総合病院後医療に関する提言書」(平成 18 年 3 月 28 日) 及び「生駒市市立病院整備専門委員会の中間答申」	様な団体が連携して孤独・孤立に係る課題把握や課題共有を行う「いこま孤独・孤立対策連携プラットフォーム」でのその活動を通じて地域共生社会の実現に寄与します。 P.6 (6) 関連する計画との整合性 番号を変更し、文言追加しました。 ・ ・ P.6 市立病院については、<u>奈良県地域医療構想、生駒市立病院経営強化プラン</u>及び市のまちづくりの基本となる総合計画をはじめとした各種計画との整合性を図りながら運営していきます。 P.7 2 診療科目、各診療科目の病床数及び診療方針 (1) 診療科目 「高齢化に伴いニーズが高まっている眼科・耳鼻咽喉科などの医療、認知症や発達障がいなどの社会的ニーズが高まっている分野に対応するため精神科・心療内科など公的医療機関の責務として地域ニーズに対応した医療を適切に提供するため、必要に応じて指定管理者と協議し、診療科を追加していくこととします。」を、「14 診療科に加え、」の後に追加しました。 (2) 各診療科目の病床数 診療領域での病床配分は、次のとおりとします。また、令和 6 年 12 月に奈良県より 20 床 (<u>小児科 6 床、産婦人科 14 床</u>) の増床許可を得たことから、 ※20 床の内訳を追加しました。 (3) 診療方針 市立病院の診療方針については、「生駒総合病院後医療に関する提言書」(平成 18 年 3 月 28 日) 及び「生駒市市立病院整備専門委員会の中間答申」(平成
---	--

（平成19年1月13日）の趣旨を遵守し、地域の医師会及び病院・診療所とも連携しながら、地域で欠落する医療機能の優先的な充足を目指します。

（４）役割・機能の最適化と連携の強化

４疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）３事業（救急・周産期・小児救急）の主要疾病に関する医療体制の確保については、次のとおりとします。

【急性心筋梗塞に対する取組】

「緊急の心臓カテーテル検査・ＰＣＩ（経皮的冠動脈形成術）が２４時間３６５日可能な体制の充実を図り、奈良県総合医療センターとの連携のもと患者の状態に応じた適切な医療を提供します。」

【小児救急に対する取組】

今後も、奈良県との調整により北和地域の小児科病院輪番体制に寄与していくとともに、小児科医師の確保を引き続き行い、午前診以外で診察対応できる体制の構築を目指します。

【周産期に対する取組】

また、本市の産後ケア事業や病院での参加交流会及びYouTubeによる母親

19年1月13日）の趣旨を遵守するとともに、地域の医師会及び病院・診療所とも連携しながら、奈良県地域医療構想に基づき、地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目指します。

（４）役割・機能の最適化と連携の強化

４疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）３事業（救急・周産期・小児救急）の主要疾病及び在宅医療の支援に関する医療体制の確保については、次のとおりとします。

P.8【急性心筋梗塞に対する取組】

「緊急の心臓カテーテル検査等が可能な体制の充実を図り、奈良県総合医療センターとの連携のもと患者の状態に応じた適切な医療を提供します。」に修正しました。

P.8【周産期に対する取組】

また、本市の産後ケア事業や病院での参加交流会及びYouTubeによる母親教室の実施により、育児等を支援する体制の整備により、安心して産み育てることができるよう地域のニーズに引き続き対応します。また、市の母子保健所管課等と連携し、支援を必要とする妊産婦等の対応にあたります。

※【小児救急に対する取組】の前に記載することにし、下線部分を追加しました。

P.9【小児救急に対する取組】

今後も、奈良県との調整により北和地域の小児科病院輪番体制に寄与して

教室の実施により、育児等を支援する体制の整備により、安心して産み育てることができるよう地域のニーズに引き続き対応します。

いくとともに、令和9年度には小児科病床として6床の増床を予定していることから小児科医師の確保を引き続き行い、午前診以外で診察対応できる体制の構築を目指します。

※【周産期に対する取組】の次に記載することにし、下線部分を追加しました。

P.9【在宅医療の支援に対する取組】 を追加しました。

高齢化の進展により需要が高まっている在宅需要の増加に対応するため、これまでの急性期病院としての役割に加え、在宅療養後方支援病院として在宅等で療養を受けている患者の増悪時に24時間対応できる入院受入体制を構築します。

P.63 人員体制及び医療従事者の確保の方法

(1) 人員体制

人員体制については、医療法等で定める規定人員数に基づく人数を満たすとともに、救急及び入院治療対応等に十分に対応できる人員を確保します。

(令和7年4月1日現在)

職 種	人 数	備 考
医師	<u>27</u> 名	小児科5名、産婦人科4名、 <u>一般内科3</u> 名、循環器内科1名、消化器内科1名、 <u>一般外科3</u> 名、脳神経外科1名、整形外科1名、麻酔科3名、形成外科2名、腎臓泌尿器科2名、皮膚科1名
看護師	<u>159</u> 名	・准看護師含む ・入院部門 <u>99</u> 名、外来部門60名 ・助産師は、看護師の中で助産師の有資格者（有資格者 <u>23</u> 名在職）を産婦人科に配置
薬剤師	17名	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	17名	
放射線技師	11名	
検査技師	12名	
栄養士	4名	
看護助手	<u>18</u> 名	
事務職員等	<u>69</u> 名	
合計	<u>334</u> 名	

P.103 人員体制及び医療従事者の確保の方法

(1) 人員体制

人員体制については、医療法等で定める規定人員数に基づく人数を満たすとともに、救急及び入院治療対応等に十分に対応できる人員を確保します。
また、令和9年度から病床数を20床増床することから、計画的に人員を確保します。

職 種	人 数	備 考
医師	<u>29</u> 名	小児科5名、産婦人科4名、 <u>一般内科4</u> 名、循環器内科1名、消化器内科1名、 <u>一般外科4</u> 名、脳神経外科1名、整形外科1名、麻酔科3名、形成外科2名、腎臓泌尿器科2名、皮膚科1名
看護師	<u>185</u> 名	・准看護師含む ・入院部門 <u>125</u> 名、外来部門 60名 ・助産師は、看護師の中で助産師の有資格者（有資格者 <u>27</u> 名在職）を産婦人科に配置
薬剤師	17名	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	17名	
放射線技師	11名	
検査技師	12名	
栄養士	4名	
看護助手	<u>26</u> 名	
事務職員等	<u>85</u> 名	
合計	<u>386</u> 名	

P. 7③働き方改革への対応

令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制が適用されるにあたって、医師の勤務実態の把握に努めるとともに、宿直・日直勤務に係る申請を行い、令和5年10月に許可を受けています。また、看護師の特定行為研修受講の推進によるタスクシフトや医師事務作業補助者等の配置など医師の業務軽減に向けた取組みを推進します。

P. 84 救急に対する取組

P. 95 医療における安全管理に対する取組

(2) 医療事故に対する対応について

医療事故発生時には、患者の安全確保と救急処置を最優先とし、患者及び患者家族への事実説明を誠実かつ速やかに行います。また、病院内における事故等の報告を速やかに行い、重大な医療事故である場合は市及び保健所等関係機関へ速やかに報告、届出を行います。

再発防止策として、事故内容を早期に検討し、原因を究明するとともに職員に周知徹底します。

P. 106 地域医療の支援に対する取組

P. 107 病院事業の運営に関する情報の開示及び広報

P. 128 病院の施設及び附属設備の概要

P. 139 今後10年間における病院事業の収支の見通し

P. 11③働き方改革への対応

「医師の時間外労働の上限規制が適用されたことから、医師の勤務実態の把握に努めるとともに宿直・日直勤務に係る許可を受けるなど働きやすい職場環境の維持に努めます。また、看護師の特定行為研修受講の推進によるタスクシフトや医師事務作業補助者等の配置など医師の業務軽減に向けた取組を推進します。

併せて、ICTの活用による業務効率化を図り、病院職員の負担軽減に努めます。」に改めました。

P. 121 病院事業の基本方針(4) 救急に対する取組(P.4へ) に変更し、「8 病院の施設及び附属設備の概要」を「4 病院の施設及び附属設備の概要」に変更しました。

P. 135 医療における安全管理に対する取組

(2) 医療事故に対する対応について

医療事故発生時には、患者の安全確保と救急処置を最優先とし、患者及び患者家族への事実説明を誠実かつ速やかに行います。また、病院内における事故等の報告を速やかに行い、重大な医療事故である場合は市、保健所等関係機関及び医療事故調査支援センターへ速やかに報告、届出を行います。

再発防止策として、すみやかに事故調査を実施し、原因を究明するとともに職員に周知徹底します。また、必要に応じて、外部への説明やメディアでの公表を行います。

P. 56 地域医療の支援に対する取組 は、「1 病院事業の基本方針(5) 地域医療の支援に対する取組」に移しました。

P. 146 病院事業の運営に関する情報の開示及び広報 に変更しました。

P. 124 病院の施設及び附属設備の概要 に移しました。

P. 157 今後10年間における病院事業の収支の見通し に変更し、収支計画表を記載しました。

